

証分析を行ったものである。実証分析の方法は高度であるが、十分な説明が加えられているため、実証研究の専門家以外でも理解できるように配慮してある。高

齢者の労働市場に関する新たな基本文献が誕生したといえる。

(おおたけ・ふみお 大阪大学助教授)

早川和男・岡本祥浩著『居住福祉の論理』（東京大学出版会，1993年）

野 村 勲

日本国憲法では、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する（憲法22条）」、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する（憲法25条）」というように、国民の居住・移転の自由を保障し、生活を営む権利を保障している。これを踏まえ、近年の住宅事情は、住宅統計調査にみるように全体的にはかなり改善されてきたが、一方で「うさぎ小屋」と比喻されるように、また貧困者・病弱者・高齢者・障害者の住宅事情の現実はかなり厳しい、といわれている。

都庁に向かう地下街の、歩廊の柱の陰に隠れるようにして段ボールが置かれている。置かれているのではない。れっきとした住まいなのである。昼間は段ボールを畳んでいるが、夕方から夜になると、それを組み立て、冬の冷たい風を避け、下に布団を敷き、毛布に潜り込む。地下街を通る人々はさまざまな思いでこれを眺め、ここに住む人々は通る人にはほとんど無関心である。この人たちに関する雑誌などの記事を読むと、住民は社会を忌避し、したがって社会との絆がなくなってしまっている。その結果としての住まいならあまりにも悲しい。

一方で社会との絆を必死になって求めようとしても困難を極める人たちが大勢いる。その人たちの生活の基盤となる「住まい」、健康・発達・福祉の基礎となる（本書11頁）「住まい」は大きな問題をもつことになる。本書は、この問題の根源は、①戦後の住宅政策が戸数充足と持家供給に重点が置かれたために住宅政策の本質が忘れ去られてしまった、②住宅建設が市場原理と自助努力に委ねられたために、経済力のあるものはよい家に住むことができたが、そうでないものは、低水準で不安定な居住状態を強いられた、とりわけ病弱・

低収入・孤独・差別にさいなまれがちな老人、障害者、母子家庭、単身者、外国人は片隅に置かれた、③住宅政策は、所得再分配効果を基本とすべきなのに、必ずしもそうではなかった、④住宅の質が規定されていないために、劣悪住宅が大勢を占めることになった、⑤持家政策は、住生活の安定を社会全体の住宅・福祉水準を高めることによってではなく、個人的な方法で解決しようとする行動方式と社会的風潮をもたらした、⑥わが国の住宅政策はこのようにして進んできたから、人間にふさわしい住居の水準や収入に応じた家賃政策や居住権の保全や保健・医療・福祉・教育が住宅政策の課題となり、社会保障制度と同じように国家と自治体による社会政策の一環として位置づけるべきとの視点が欠ける、と明快に分析している（本書27頁）。筆者のように高齢者や障害者の住宅問題を中心に研究している者からみれば、この指摘はまさに的を射ているといえよう。

このように、現在の住宅政策における福祉的課題は多くあるが、本書は、現在もっとも欠けている3つの重要課題について行った調査に基づいて、書き著しているところに特徴があり、また説得力がある。第1の重要課題は、疾病・負傷・療養・リハビリ（以下傷病という。本書30頁）と住宅との関係について、第2は子供の発達と住環境の関係について、第3は老人福祉施設の居住環境について、であり、これらの課題ごとに部を構成している。

第1の重要課題について、筆者が強く衝撃を受けたのは、傷病が貧困を助長し劣悪な住環境に陥ることもあるし、劣悪な住環境が傷病を惹起している事実が非常に多いということである。まさに「疾病」「障害」「貧困」がそのまま相関関係をもったキーワードとなる。

概念的には、これらに相関関係があることは理解でき、だからこそ、わが国の建築基準法の目的は「国民の生命、健康の保護」を唱い、具体的に居室の日照や採光に配慮した条文がある。しかし、わが国の住宅には居住水準についての取り決めはないに等しいから、狭さ・階段・段差・居住設備不備・不良住居・日照や通風の不良・傾斜地・店舗や工場併用居住あるいは住居費負担などが傷病の発生や療養・リハビリテーションをもたらし、福祉機器の使用や福祉サービスを困難にしているのだろう。たとえば「50 歳、女、小脳失調症、20 歳の娘と 2 人暮らし。本人の知能レベルが低下し、家事など一切できない。現在、週 2 回ヘルパーが市から派遣されているが、家のなかは散乱状態。娘も勤めを終えてからおかずなど作っているが、どうしても偏りがちである。室内は風通しが悪く、ネズミがよく出てきて食べ物をかじったりしている。とくに夏は、室内に臭気がこもり、長時間室内に座っておれないようなときもある」(本書 82 頁)、といった事例に事欠かない現実を、為政者はどのように考えているのだろうか。

第 2 の重要課題は、子供の発達と住環境との関わりについてである。すでにマスコミで報道されているように、今日、子供をめぐって、体の発達の歪みや校内暴力、登校拒否、中途退学などさまざまな深刻な問題が生じている。その原因や背景は多岐にわたるが、住環境の貧困もそのうちのひとつといえる(本書 123 頁)。

子供は、毎日の規則正しい生活を身につけることが心身の正常な発達を促すが、住宅設備が十分整備されていないために、洗顔・摂食・排便ができなかったり、長時間のテレビ視聴が生活のリズムを乱し、その結果、親子の対話の時間を減少させている。そして、調査は、居住室数が多いほど情操や健康や学業成績によい影響を与えていることを報告している(本書 156 頁)。そして複数就寝はストレスを生み健康を損なう原因になりかねないと指摘している(本書 160 頁)。このように、子供の発達に住宅の質がかなり影響を及ぼしていることが指摘されている。このことは、イギリスの住宅に関するボランティア組織“SHELTER”による信頼性の高い調査がすでにあり(本書 19 頁)、概要はこれと一致しているといってよい。ただし、建築学会の研究報告集を見ても、わが国ではそれほど関心がもたれていないだけに今後の継続研究が待たれるところである。

第 3 の重要課題は高齢者の住宅問題である。わが国

では、誰でもが居住地を自由に定めることができ、そこに住宅を購入もしくは借りて居住が可能となる。そして、高齢期を迎えると、大多数の高齢者は自宅において余生を楽しむのだが、なかには家庭的・経済的・健康的に何らかの問題が生じ、自宅にいつまでも留まることが許されなくなる。ある者は健康を損ねたり、疾病をもって病院に入院し、そこで数ヵ月・数年間を過ごすことになる。また、ある者は家庭的・経済的な理由で、老人福祉施設に入所して余生を送ることになる。こうして考えてみると、高齢者の生活空間は、住宅があくまでも基本かつ中心であるが、健康を損ねた場合に入院する病院と、家庭的に経済的に何らかの問題をもった場合に入所する老人福祉施設との 3 つを地域社会のなかに整備する視点が必要である。しかし、残念ながら、これらは地域的にも行政的にも全く関連がない形で建設されてきたために、病院に入院するときも老人福祉施設に入所するときも、これまでの生活の流れ、友人・縁者との関係を考慮することなく、遠く離れた地域に行かざるを得ないことがしばしばであった。仮に退院・退所したとしても、自宅と距離が離れてしまうために、今度は病院・施設との関係が絶たれてしまうのである。また、高齢者が施設や病院に入ったん入所・入院すると、今度は受け入れ側の家族の問題、住宅構造上の問題もあって、なかなか自宅に帰れない事情もあった。

本書にみる高齢者の住宅問題とは、こういった施設との関わりのある高齢者の住宅問題に焦点を当てた調査からの言及であり、多くの高齢者の住環境に関わる調査があるなかで、極めてユニークで、かつ重要な問題を取り上げている。具体的には、老人福祉施設に入所する高齢者の属性、施設入所に至るまでの過程で住宅がどのように関わったか、何らかの理由で退所することになった場合に帰る家があるか(本書 175 頁)、といったこれまでに多くみられる老人福祉施設の調査とは全く異なった視点からの調査であることに特徴があらう。結果は、当初からある程度予想されるように、老人ホームに入所する背景には劣悪な住宅事情が大きく横たわっており、「家にいられない」「家に帰れない」ために老人福祉施設が「終のすみ処」となっている様を描き出している。結論を急ぐと、著者は、老人が直面している住宅問題の多様さとその根底にある日本住居の貧しさ、それによって引き起こされている老人の生活基盤の喪失、老人を抱える家族の生活の不安

定と家族関係の深刻さ等であり、老人が安心して住める住居なしでは日本社会は成立しないといい、一方で、住宅ストックの貧困ゆえに、またそれ以上に福祉の一環としての住宅政策を徹底して怠ってきた「つけ」を、老人福祉施設は「尻拭い」という役目をもたされているために、長い将来にわたって老人ホームは必要になっていくであろうと予想している（本書 175 頁）。しかし、本来ならば、高齢者の住環境の整備は、福祉政策と住宅政策との密接な連携のもとで役割分担を決めて解決すべきことであり、その意味からいっても、住宅政策にはいま以上に「福祉の視点」をもった施策展開を期待したい。

最後に、本書を読み終わって感じたことを失礼を省みずに書かせていただきたい。

本書の特徴は、3つの膨大な調査を基にしたものであることは冒頭にも記した。それぞれの調査項目は知る由もないが、相当に綿密に計算し尽くされた調査であったろうと思われる。最近この分野に関心をもつ社会福祉・社会保障・社会学・建築学などさまざまな研究者がさまざまな調査を実施しているが、そのなかでも独自の視点をもって行った点に敬意を表したい。その結果は、当然記述に迫力があり、説得力もある。しかし、ここにあぶり出されてきた膨大な問題を、誰が責任をもって、どのように解決していくべきなのか、そして政策課題として短期的に、長期的に展開すべきことは何なのかがほとんど触れられていないのは読者の立場からすれば物足りない。日本の住宅政策のこれまでは確かに「福祉の視点」が欠けていた、といわれても致し方ないと多くの研究者が思っているし、筆者も思う。しかし、これからも期待できない、と諦めて

は、永久に住宅問題は変わらない。

2020年には人口の23.4%が高齢者になると指摘されてから久しい。もうすぐ15%になろうとするわが国は、高齢社会を前提として生活基盤整備を構築していかなければならないのは明らかである。2000年までにあと6年となったいま、評者は、少しでも早く高齢者社会を意識した住宅整備・施設整備を行うべきと考える。その理由は改めていうまでもないのだが、将来同じ労働力が維持されたとしても、高年齢者が多い社会は、医療・保健・福祉・年金制度をより充実しなければならず、財政的にかなりの負担を強いられることは明らかであるから、経済的にまだ余裕のあるいまのうちにという考え方はしごく当然であろう。著者が住宅問題の第一人者であるだけに、多くの読者は問題解決にむけての具体的提案を期待しているのではないだろうか。

一方、本書では触れられていないが、わが国の老人福祉施設自体がいくつかの問題を抱えている。その問題とは、入所者の重度化・長期化・高齢化といった傾向による介護量の増大とそれに伴う職員数の低さといった施設処遇上の問題と、管理された生活がどうしても中心となるために自己決定の機会が極端に少ないことやプライバシーの欠如など高齢者の生活上の問題とがある。とくにプライバシーの欠如は高齢者が施設入所を嫌うもっとも大きな理由とされている。調査がこの点に触れておられるのであれば、いずれ公表してほしい、と思う。なぜならば、筆者は老人福祉施設も高齢者の住環境のひとつとして捉えるべき、と考えているからである。

（のむら・かん 日本大学教授）